

屋外広告物通知書

(表)

年 月 日

(あて先) 甲賀市長 あて		通知者 所在地 〒				
		名 称 代表者の氏名 電 話() -				
甲賀市屋外広告物条例第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。						
1 種 類 (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)	<input type="checkbox"/> 屋上 (広告板・広告塔) <input type="checkbox"/> 野立 (広告板・広告塔)					
	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 可変表示式広告物 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
<input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 貼紙 <input type="checkbox"/> 貼札						
<input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり						
2 規模及び数量等	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属[] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他[]					
4 表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日(年・ 月間)					
5 表示(設置)に係る場所(区域)	甲賀市					
6 条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 (第1種・第2種)					
	<input type="checkbox"/> 許可地域 (第1種・第2種・第3種)					
7 都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域					
	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域/準住居地域					
	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域/工業地域/工業専用地域					
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他[]					
8 担当部課名	課 担当者名 電話() -					
9 管 理 者	住 所 氏 名	〒 電話 () -				
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
10 工事施行者	住 所 氏 名	〒 電話 () -				
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日 滋賀県屋外広告業登録第 号				
※ 受 付 欄	※ 備 考					
※ 通 知 番 号	年 月 日 甲賀市指令 第 号					

写真貼付欄

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 条例第11条第2項の規定の適用を受ける物件に係る通知である場合にあつては、管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 3 該当する()内に印を付すこと。
 - 4 ※欄は、記入しないこと。